

非常変災時等における授業措置について（生徒手帳 p 39 参照）

1. 台風、地震等の非常変災時における授業措置については、生徒の登下校の安全性を考慮したうえで授業確保に向け最大限の努力をする。
2. 授業措置は、3のとおりとし、電話連絡網は、原則として用いない。なお、学校への電話照会は、特に必要な場合のみに限る。
3. 授業措置について
 - (1) 午前6時の交通機関及び変災の状況等を確認する。
 - ① JR総武線・京葉線の両方が全面的に不通のとき…自宅待機（運転回復を待つ）
 - ② JR総武線・京葉線の一方が不通のとき…始業時間を遅らせる。（9：30始業）
 - (2) 午前10時までの交通機関の運転回復状況及び変災の進路及び災害状況を自宅待機しながら確認する。
 - ① 午前7時までに総武線・京葉線の一方が運転再開のとき …10：30始業
 - ② 午前8時までに総武線・京葉線の一方が運転再開のとき …11：30始業
 - ③ 午前10時までに総武線・京葉線の一方が運転再開のとき …13：00始業
 - ④ 午前10時の段階で、総武線・京葉線とも不通のとき …臨時休業
 - (3) その他、登下校時の安全を確保する必要上、または学校運営上、校長が必要であると判断した場合は、上記によらず特例的に臨時休業とする場合がある。
 - (4) 日課については、状況を見てその都度協議する。
4. 公欠の扱いについて
平常の利用交通機関が不通のときは、他を利用して安全を確保しつつ、速やかに登校する。ただし、
 - ① やむを得ず遅刻をした場合は、当該授業を公欠とする。
 - ② 安全上、登校が困難と思われる場合は、特別に考慮し、1日を公欠とする場合もある。※通学交通手段がない場合など。
5. 登下校の際は、安全確保に十分な配慮をする。
6. 降雪による交通機関不通の場合も上記の規定に準ずる。
※ 緊急情報は、その都度千葉西高等学校のホームページにおいても掲示する。また、次のアドレスで携帯電話から見ることができる。

<http://cms1.chiba-c.ed.jp/chibanishi-h/m/>